

私立大学図書館協会東地区部会研究部研修委員会規則

(昭和 56 年 4 月 1 日制定)

(平成 2 年 4 月 1 日改正)

(平成 8 年 3 月 28 日改正)

(2016 年 12 月 9 日改正)

第 1 条 この規則は、私立大学図書館協会東地区部会研究部（以下「研究部」という。）に設置する研修委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 委員会は、東地区加盟館館員の資質の向上を図るため、次の活動を行う。

- ① 研修会等に関する情報の収集、提供
- ② 研修会等の企画、実施
- ③ 関連する機関、団体との連絡・協力
- ④ その他目的達成のために必要な活動

第 3 条 委員会は、6 名以上 8 名以内の委員をもって構成し、うち 1 名もしくは 2 名は研究部担当理事校（以下「担当理事校」という。）から選出する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事校から選出された委員の任期は、担当理事校の担当期間とする。

第 5 条 委員に欠員が生じた場合はこれを補充するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議事を進行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 7 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第8条 委員長及び委員は、東地区加盟館から研究部担当理事（以下「担当理事」という。）が推薦し、東地区部会役員会に諮り、これを委嘱する。

2 第6条に定める副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

第9条 委員長は、委員会の活動について、担当理事に対し、少なくとも年2回以上報告しなければならない。

第10条 委員会の事務経費については、私立大学図書館協会東地区部会研究部細則第11条を準用する。ただし、研修会等を実施する際の費用は、必要に応じて実費を徴収することができる。

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会申し合わせとして別に定めることができる。

第12条 この規則の改廃については、研究部運営委員会の承認を必要とする。

附 則

1 この規則は平成8年4月1日より施行する。

2 この改正規則は2017年4月1日より施行する。